

**【重要】**

大学等における令和3年度の授業の実施等に当たり、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症対策の徹底の両立等、御留意いただきたい事項を整理いたしましたので、お知らせします。また、今年度の卒業式及び来年度の入学式等の行事については、十分な感染対策の上で実施を御検討いただくよう、改めてお願いします。

2文科高第1125号  
令和3年3月4日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

( 公 印 省 略 )

令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への  
対策等に係る留意事項について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和2年度の学校運営にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、学生の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

文部科学省においても、コロナ禍における各大学等の学校運営に関しては、それぞれの時期における感染の状況も踏まえ、授業の実施や同感染症への対応に係る留意事項等を累次にわたりお示ししてまいりました（例えば、令和2年9月15日付高等教育局長通知「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（以下「9月通知」という。）、同年12月23日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」（以下「12月通知」

という。)及び令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」等)。

各大学等におかれては、これらの通知等を踏まえ、令和2年度の学校運営に適切にお取り組みいただけてきたところですが、来月から新年度の授業等の開始を迎える時期にあることも踏まえ、令和3年度における授業の実施や感染対策に当たり御留意いただきたい事項等を下記のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

文部科学省としては、コロナ禍の下で、高等教育機関においては学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図っていただくとともに、各大学等が学生に寄り添い、例年と異なる環境の中でも、学生が安心し、また十分納得した形で学修できるような対応を講じていただくことが重要であると考えています。各大学等におかれては、本通知やこれまでにお示ししている上記の通知等の趣旨に十分御留意いただき、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など学修者本位の教育活動の実施と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めていただくようお願いいたします。特に、新年度の開始が目前に迫ることも踏まえ、令和3年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定した上で、新入生を含む学生に御周知ください。

また、今春に予定されていた卒業式及び入学式については、各大学が所在する地域の状況に応じた感染対策を講じた上で実施するなど、下記2.に記載の留意事項を踏まえた対応をお願いします。

なお、令和3年度における各大学等の授業の実施方針や、今春の卒業式及び入学式の実施状況等については、別途、調査を実施する予定であり、各大学等におかれては、回答への御協力をお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 学生が安心し、納得して学修できる機会・環境の確保について

令和2年度における大学等の授業については、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に社会全体が直面する中、多くの大学等が学生の学びを止めないことを目標に掲げ、現に様々な工夫が講じられてきたところです。それらの工夫の結果として、同感染症の中にあっても遠隔授業の活用等により休校等の措置を講じることなく、学生の学修機会の確保が図られてきたものと考えています。

一方で、繰り返しお示ししているとおり、大学等の教育において、豊かな人間性を涵養するためには、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流が行われるこ

と等も重要な要素です。令和3年度においては、これまで文部科学省においてお示してきた授業の実施と感染対策に関する留意事項や好事例も参照いただき、改めて、学生が安心して、納得する形で学生生活を送ることができるよう、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施や学内施設の利用機会の確保をはじめ、学生の学修機会や環境の確保のために必要な取組をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と異なる環境にありますが、このような状況下においては、学生が安心して学び、大学等における経験を享受できるように配慮いただくことが一層重要です。感染症対策の一環として、授業の実施形態を例年と異なったものとすることや、学内施設の利用を制限することなど、学生の学修や生活に影響が生じる対応を講じる場合には、授業料や施設設備費等の学納金の在り方も含め、その必要性や合理性等について十分な説明を行ったり、代替措置を講じたりするなど、学生に寄り添い、学生が納得できるような対応をお願いします。

これらの対応を含め、学修者の目線に立った教育を行う観点から、各大学等におかれては、これまでの通知等においてお示ししている内容に加え、特に以下の事項に御留意いただき、次年度の授業の計画・実施に当たっていただくようお願いいたします。

- 令和3年度における大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと。

なお、授業の実施など学内における感染対策の基本的な考え方や、具体的な取組例等については、9月通知等を参照すること。

- 新年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定し、住居の確保など学生生活への影響を十分に考慮した上で、新入生を含む学生一人一人に正確に伝わるように配慮しながら、その内容を遺漏なく周知すること。

その際、授業の実施方針等について不安や疑問を抱いている学生がいる場合には、大学等の考え方や、講じている対応の必要性・合理性について丁寧に説明するなど、学生が安心して、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。なお、大学等の判断や考え方についての説明に際しては、例えば、単に結論のみをホーム・ページに掲載するような軽易な対応に終始することなく、判断の理由や根拠等について、学生一人一人に伝わるような形で発信することが望ましいこと。

- 令和2年度においては、感染対策の観点から、学生の大学構内での学修や学内施設の利用に制限を行ったことにより、授業料や施設設備費等のいわゆる学納金の支払いについて、学生等から疑問が呈される例が見られたところである。各大学等におかれては、自ら徴収する学納金の必要性や合理性等についても、学生等に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努めていただきたいこと。

- 令和2年度における各大学等の取組の中には、感染症への対策と学生の学修機会の確保を両立するための工夫として、大学での学修に慣れていない学部1年生等の授業を優先的に面接授業によって実施している例も見られる。

このような対応も参考に、次年度においても、感染対策の観点から面接授業での実施を予定していた授業が面接授業で実施できない場合や、面接授業が引き続き通常と比べて十分に実施できないことが想定される場合には、次年度の新入生や、今年度の授業において面接授業等大学構内での学修機会が十分に得られなかった現在の1年生に対して必要な配慮を検討すること。

- 面接授業での実施を原則とする授業科目においても、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長い学生、重症化リスクが高い高齢者と同居している学生など、面接授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例があることも踏まえ、学生の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。
- 学生が医療機関での実習など、感染が発生した場合のリスクが高い活動を伴う実習に参加する場合や、学生寮など集団感染のリスクが高い場合において、大学等が保有する検査機器や民間企業が提供する検査を活用して、希望する学生等に対してPCR等の検査の受検機会を確保している例が見られる。  
これらの例のように、PCR等の検査を適切に活用することも含めて、学生の学修機会の確保と感染対策の両立を検討すること。
- 大学図書館をはじめとする学内施設は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、9月通知等において示しているとおり、できる限り学生・研究者等の利用に供するための工夫に努めていただきたいこと。
- コロナ禍における環境の変化や孤独感の影響により、精神的な不安を抱える学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、相談体制の整備等を徹底するなど、学生の悩みや不安に寄り添った対応を講じていただきたいこと。特に、年度末や年度始めは環境の変化等により、学生が悩みや不安を抱えやすい状況にあり、例年自殺者数が増加する傾向にあることから、より積極的に学生生活に不安を抱えた学生の把握や対応に努めていただきたいこと（令和3年1月29日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について」（以下「1月通知」という。）も参照のこと。）。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により学生の就職活動にも大きな変化が生じており、学生へのより丁寧な情報提供や就職相談など、きめ細かな支援が求められること。就職を希望しつつも未就職のまま卒業したり、正規雇用を希望しつつも非正規雇用となった卒業生に対しても、可能な限り、就職情報の提供や就職相談等の対応に努めていただきたいこと。
- その他、学生と教職員等とのコミュニケーションや学生同士の交流を実現するための機会の設定や、学内に感染者が生じた場合の対応及び遠隔授業における学生への通信環境への配慮等については、9月通知及び12月通知等においてお示しした内容に引き続き御留意いただきたいこと。

## 2. 令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について

卒業式及び入学式については、1月通知においてもお示ししているとおり、学生にとってかけがえのない行事です。各大学等においては、このことを十分に踏まえながら、これらの実施時期における地域の感染状況等を見極めつつ、その実施について判断いただくことが必要です。この際、令和3年3月1日付高等教育企画課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」（以下「3月事務連絡」という。）も御参照の上、各大学等の所在地に応じて必要な検討を加えていただくようお願いいたします。

十分な検討の上で、卒業式や入学式等の実施を判断する場合には、以下に掲げる感染拡大防止の措置や実施方法の工夫の例を御参照いただき、万全の対策を講じてください。

### <感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底すること
- ・ 参加者に対して、マスクの着用や手洗いの励行を要請すること
- ・ 手指を消毒するための消毒薬の設置等により接触感染リスクの低減を図ること
- ・ 式典を通じて、会場の十分な換気を行うこと

### <開催方式の工夫の例>

- ・ 一つの会場における参加人数を抑えること（在学生の参加を取りやめることや、保護者の参加人数を最小限とすること、複数の会場に分散して実施すること等）
- ・ 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞を割愛することや、式辞等を文書で配付すること等）

卒業式や入学式等を行う場合においては、式典の終了後に学生同士や教職員を交えた懇親の機会が設けられることも想定されますが、3月事務連絡のとおり、飲食につながる謝恩会等については自粛を働きかけるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。

他方、地域の感染状況等を踏まえて、式典を実施しないと判断する場合にあっては、時期をずらした式典の実施や、代替的な行事の実施等について検討するようお願いいたします。この際、特に入学式やそれに類する行事の実施については、令和2年度の入学生において、年度当初に実施できなかった式典等を代替した行事が後日実施されたことにより、大学等への帰属意識が高まった等の声があったとする大学等の例も見られたところであり、こうしたことも踏まえ、適切な対応を講じていただくようお願いいたします。

また、今春に行う入学式では、令和3年度の新入生のみならず、入学式等を実施できなかった令和2年度の入学生についても対象とした式典の実施を合わせて予定する大学があり、学生に寄り添った対応として適切なものと考えます。このような対応を行う際には、二部制を敷くなど、感染症の拡大防止の徹底の観点にも併せて御留意ください。

### 3. 感染拡大の防止のための取組について

学生の学修機会の確保と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置を十分に講じていただくことも極めて重要です。各大学等におかれては、令和3年2月5日付高等教育企画課事務連絡「各大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の実施状況等について」等において実施した、感染対策の取組状況に関する調査に御協力をいただき、ありがとうございました。調査の結果は以下 URL のとおりですので、全国の大学等の状況として御参照いただき、より適切な対応の確保に向けて御検討をお願いします。

引き続き、1月通知及び3月事務連絡等においてお示ししている感染対策のための留意事項の趣旨を十分踏まえた上で、必要な対応を徹底いただくようお願いいたします。この際、学生等に注意喚起や情報提供を行う際には、一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して実施されるようお願いいたします。

また、大学等については、授業そのものよりは、いわゆる飲み会や寮生活、課外活動等における感染事案が多く発生しているところです。各大学におかれては、感染対策を講じた上での面接授業の実施など適切な授業の実施等による学修機会の確保を図りつつ、課外・学外活動や卒業旅行等に係る感染対策や注意喚起を徹底するなど、学生の学修機会の確保と感染対策の両立に改めて御留意いただくよう、重ねて申し添えます。

#### 【調査結果公表URL】

[https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt\\_kouhou01-000004520-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-01.pdf)

#### 【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp

○学生のメンタルヘルスケア及び学生への注意喚起について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp